



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 4 9 号

令和3年(2021年)8月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公営企業告示	
● 告 示		○ 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位	
○ 市道の区域の変更について (道路管理課)	1	料金の算定について (経営企画課)	2
○ 道路の供用の開始について ( " )	1	○ 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく	
● 公 告		調整単位料金の算定について ( " )	3
○ 予防接種を行うことについて (健康政策課)	2		

## 告 示

● 金沢市告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年8月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和3年8月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	金石西2丁目線 14号	金石下本町 145番 1先から	旧	13.0~13.2	1.0
		金石下本町 146番 先まで	新	8.4~13.0	1.0
一般市道	弓 取 16号 諸江町下丁線 49号	諸江町下丁 111番 6先から	旧	6.0	48.5
		諸江町下丁 111番 11先まで	新	6.0~12.0	48.5
一般市道	三 馬 11号 西泉1丁目線 3号	西泉1丁目 80番 11先から	旧	5.0	34.0
		西泉1丁目 80番 9先まで	新	5.5	34.0
一般市道	三 馬 11号 西泉1丁目線 10号	西泉1丁目 80番 5先から	旧	6.3	52.3
		西泉1丁目 80番 9先まで	新	6.4	52.3
一般市道	小 坂 35号 法光寺町線 9号	法光寺町 69番 1先から	旧	5.1	48.2
		法光寺町 69番 5先まで	新	6.0	48.2
一般市道	森 本 89号 高坂町線	高坂町 32番 1先から	旧	4.0~4.2	312.7
		高坂町 147番 1先まで	新	5.0~11.2	312.7

● 金沢市告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年8月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和3年8月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
弓 取 16号	諸江町下丁 111番 6先から	令和3年8月11日
諸江町下丁線 49号	諸江町下丁 111番 11先まで	

三馬11号 西泉1丁目線3号	西泉1丁目 西泉1丁目	80番11先から 80番9先まで	令和3年8月11日
三馬11号 西泉1丁目線10号	西泉1丁目 西泉1丁目	80番5先から 80番9先まで	令和3年8月11日
小坂35号 法光寺町線9号	法光寺町 法光寺町	69番1先から 69番5先まで	令和3年8月11日
森本89号 高坂町線	高坂町ハ 高坂町ハ	32番1先から 147番1先まで	令和3年8月11日

**公 告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

令和3年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の3に規定する者	令和3年8月15日から 令和4年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

**公 営 企 業 告 示**

●金沢市公営企業告示第24号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年8月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年4月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 47,730円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 63,740円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 49,200円
- 2 原料価格変動額 40,300円  
算式  $89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 49,200円(1トン当たり平均原料価格) = 40,300円(100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 40,300円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.082円$   
この結果、令和3年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から33.05円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

**●金沢市公営企業告示第25号**

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年8月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格  
1トン当たり 63,740円
- 2 原料価格変動額 22,600円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,740円(1トン当たり平均原料価格) = 22,600円(100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 22,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、令和3年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から46.11円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

令和3年(2021年)8月11日 印刷  
令和3年(2021年)8月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄